# Ⅰ．消費税の

# インボイス制度

# への対応

～ケースバイケース、場合分けで対処～

*まとめて！表組みで！Ｑ＆Ａで！*

令和５年(2023年）７月

木村金蔵税理士事務所

# Ⅰ．　消費税のインボイス制度への対応

## 目　次


１．インボイス制度の概要　……　1
（１）インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは　……　1
（２）インボイス（適格請求書）とは　……　2
（３）インボイス発行事業者になるには　……　4
（４）インボイス発行事業者になるかどうかの判断は　……　4
（５）登録を受ける場合と、受けない場合の違いは　……　5
（６）あなたが免税事業者のままだったら、相手は　……　6

２．「消費税の仕組み」と「簡易課税制度」　……　7
（１）消費税とは　……　7
（２）課税事業者と免税事業者とは　……　9
（３）消費税額の計算方法は　……　9
（４）簡易課税制度とは　……　10

３．令和５年度税制改正　……　13
（１）２割特例（案）とは　……　13
（２）少額特例（案）とは　……　14
（３）登録手続きの緩和（案）とは　……　14

４．まとめ　……　16
（１）インボイス発行事業者の基本的な考え方　……　16
（２）簡易課税制度と２割特例の比較　……　19
（３）簡易課税制度と２割特例、原則課税と２割特例　……　20

５．Ｑ＆Ａ　……　21
（Ｑ１）免税事業者で有り続けた場合の取引先への影響　…　21
（Ｑ２）複数事業を展開をしている場合の登録と消費税　…　21
（Ｑ３）インボイス制度での消費税負担による価格交渉　…　22
（Ｑ４）簡易課税制度の届出提出と２割特例の扱い　……　22
（Ｑ５）２割特例と業種　……　23
（Ｑ６）インボイス発行事業者の登録申請の期限　……　23

# Ⅰ．　消費税のインボイス制度への対応

## 1. インボイス制度の概要

### （1）インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは…

■ インボイス制度を、適格請求書等保存方式といいます。
■ インボイスを、適格請求書といいます。
■ ひとつのインボイスでも、それを発行する側と、受取る側があります。
■ インボイスを介して、インボイスを発行する側（売手）と受取る側（買手）、双方の立場を考えていかなければなりません。

**＜売手の立場＞**
■ 売手は、インボイスを交付するために、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります。
■ 登録を受けると、今まで免税事業者であった人でも、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

**＜買手の立場＞**
■ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

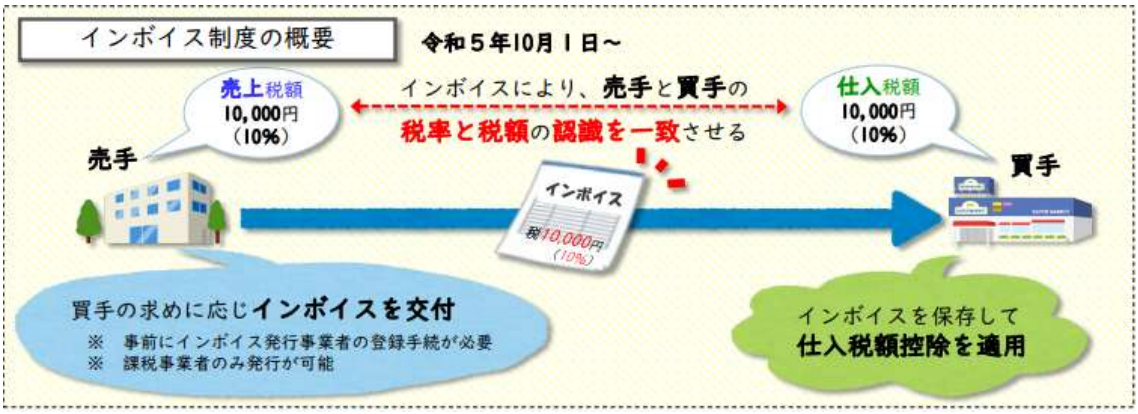


［出典］　国税庁：令和４年 12 月
インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

## （２）インボイス（適格請求書）とは…

■ インボイスで、売手が買手に対して、正確な消費税の適用税率や消費税額等を伝えます。
■ 具体的には、現行の「区分記載請求書」に、「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載を追加します。
■ 現在の請求書や領収書等に、不足する項目を追加すれば大丈夫です。

■ 「インボイス」という名称の書類を、新たに作成する必要はありません。
■ 名称を問わず、必要な事項が記載されたものであれば、手書きであっても適格請求書に該当します。
■ 事業者側としては、請求書や領収証を新たに印刷するか、またはゴム印を作って押印するかになるでしょう。

■ 売手は、インボイスを交付した時には、その写しを控えとして保存しておかなければなりません。

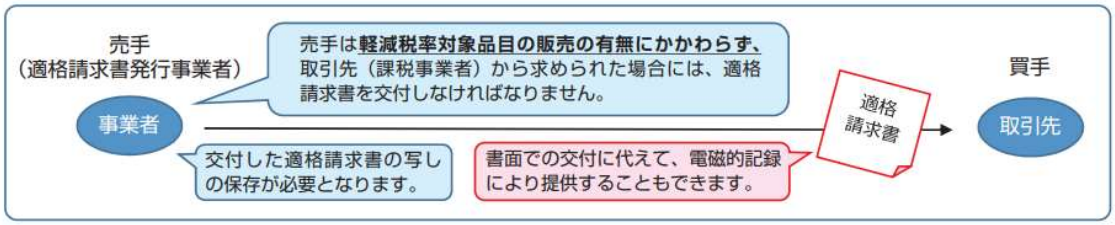


［出典］　国税庁：令和４年７月
適格請求書等保存方式の概要　－インボイス制度の理解のために－

**【記載事項】** ○ 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

○ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

## 適格請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

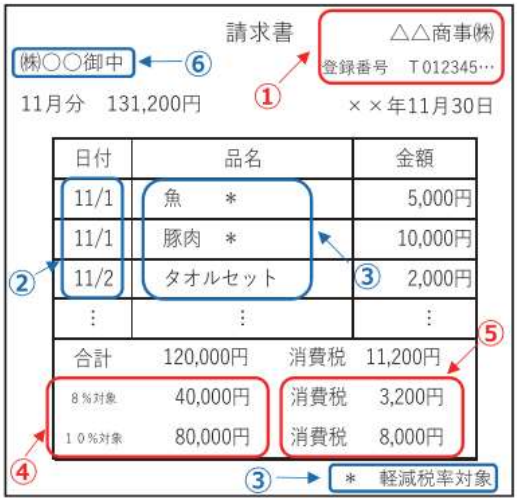


## 適格簡易請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

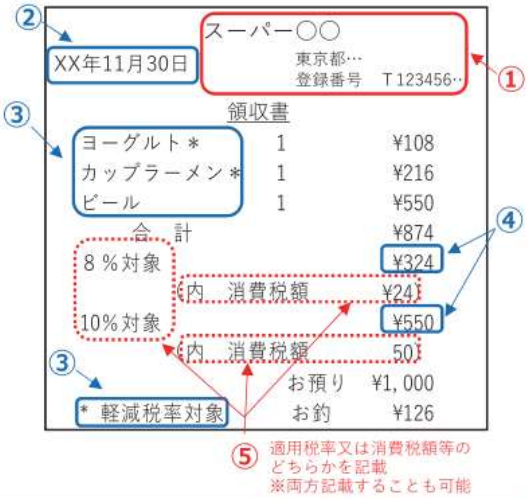


※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに１回ずつとなります。 ⇒「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理についてはＰ9

［出典］ 国税庁：令和４年７月
適格請求書等保存方式の概要 －インボイス制度の理解のために－

## （３）インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）になるには…

■ インボイスを発行するために、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
■ 登録をすると、免税事業者の方でも課税事業者となります。
■ 課税事業者となる場合に備えて、消費税を原則課税のままで計算するのか、簡易課税を選択できるのか、検討していきます。

■ 登録を受けた後は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

■ 登録を受けるかどうかは、事業者の方の任意です。
■ 登録にあたって、取引先との調整や、社内でのシステム導入などの整備が必要となることもあります。
■ ご自身の事業の実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。

## （４） インボイス発行事業者になるかどうかの判断は…

■ 相手（買手の事、あなたからみた売上先の事）の、事業形態により判断します。

**＜ケース１＞　相手が課税事業者で、原則課税である場合**

■ 課税事業者で、原則課税である相手側（買手）は、実額計算により仕入税額控除を計算します。
■ その場合、インボイスの保存が必要となりますので、あなた（売手）が交付するインボイスが求められます。
■ 従って、あなた（売手）はインボイス発行事業者となる事が望ましいでしょう。
■ ただし、取引先との関係等によって変わってきます。

**＜ケース２＞　相手が課税事業者でも、簡易課税である場合**

■ 課税事業者で、簡易課税である相手側（買手）は、売上から決められた「みなし仕入率」を使用して、簡易的に仕入税額控除を計算します。

■ 簡易課税での仕入税額控除には、インボイスが不要です。

**＜ケース３＞　相手が免税事業者である場合**

■ 免税事業者である相手側（買手）は、そもそも消費税の申告自体が無い為、インボイスも不要です。

**＜ケース４＞相手が一般の消費者である場合**

■ 一般の消費者である相手側（買手）にも、インボイスは不要です。

**＜ケース５＞　医療や介護など、非課税売上げの場合**

■ 非課税売上げに対応する仕入れについては、仕入税額控除できません。

■ 例えば、医療や介護、住宅の貸付け、学校の授業料などが該当します。

■ 消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービスに必要な物品等を販売する場合でも、インボイスは不要です。

## （５）登録を受ける場合と、受けない場合の違いは…

**＜ケース１＞　あなた（売手）が登録を受けた場合**

**■［インボイスの交付ができる］**

あなた（売手）が登録を受けた場合は、相手（買手、売上先）にインボイスを交付できます。

**■［消費税の申告が必要］**

あなた（売手）は、課税事業者として消費税の申告が必要になってきます。

**＜ケース２＞　あなた（売手）が登録を受けない場合**

**■［インボイスの交付ができません］**

登録を受けない場合は、インボイスを交付できません。そして、免税事業者の方は、課税事業者となる必要もありません。

## （６）あなたが免税事業者のままだったら、相手は…

■ あなたが免税事業者のままでも、原則課税である課税事業者への救済措置があります。

■ 相手（買手、売上先）は、インボイス制度開始後６年間（令和５年 10 月１日から令和 11 年 9 月 30 日まで）は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

■ 最初の３年間は 80%の控除が可能で、その後の３年間は 50%の控除が可能です。

■ 従って、あなたが免税事業者の場合には、取引先と相談あるいは交渉して、インボイス発行事業者になるかどうか判断しましょう。

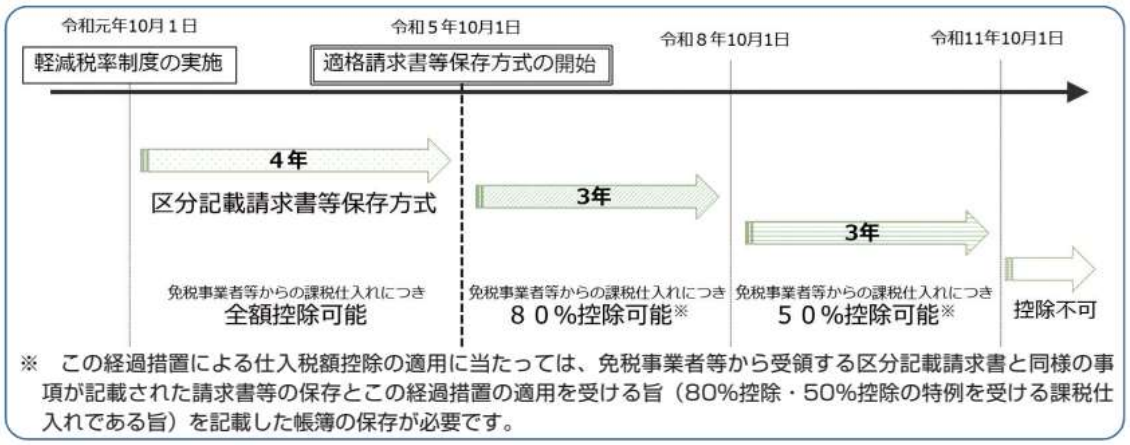


［出典］　国税庁：令和４年７月
適格請求書等保存方式の概要　－インボイス制度の理解のために－

# ２．「消費税の仕組み」と「簡易課税制度」

## （1）消費税とは…

■ 消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課される税です。
■ 最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。
■ 税率は、「標準税率 10%」「軽減税率８％」の複数税率です。

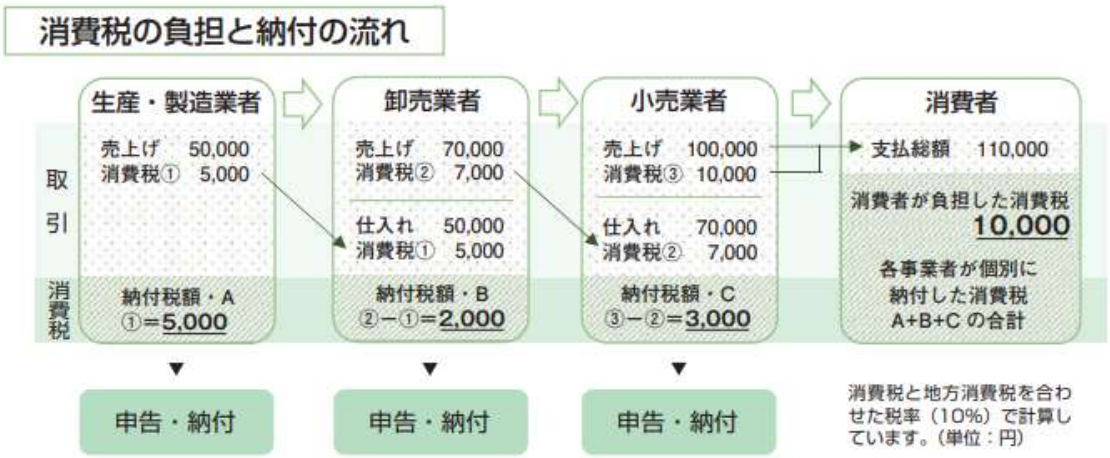


| | 標準税率 | 軽減税率 |
|---|---|---|
| 消費税率 | 7.8% | 6.24% |
| 地方消費税率 | 2.2%<br>（消費税額の 22/78） | 1.76%<br>（消費税額の 22/78） |
| 合計 | 10% | 8% |

［出典］ 国税庁：令和４年７月
適格請求書等保存方式の概要 －インボイス制度の理解のために－

## 軽減税率の対象品目

**飲食料品**　飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※　食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。
また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

**新　聞**　軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週２回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

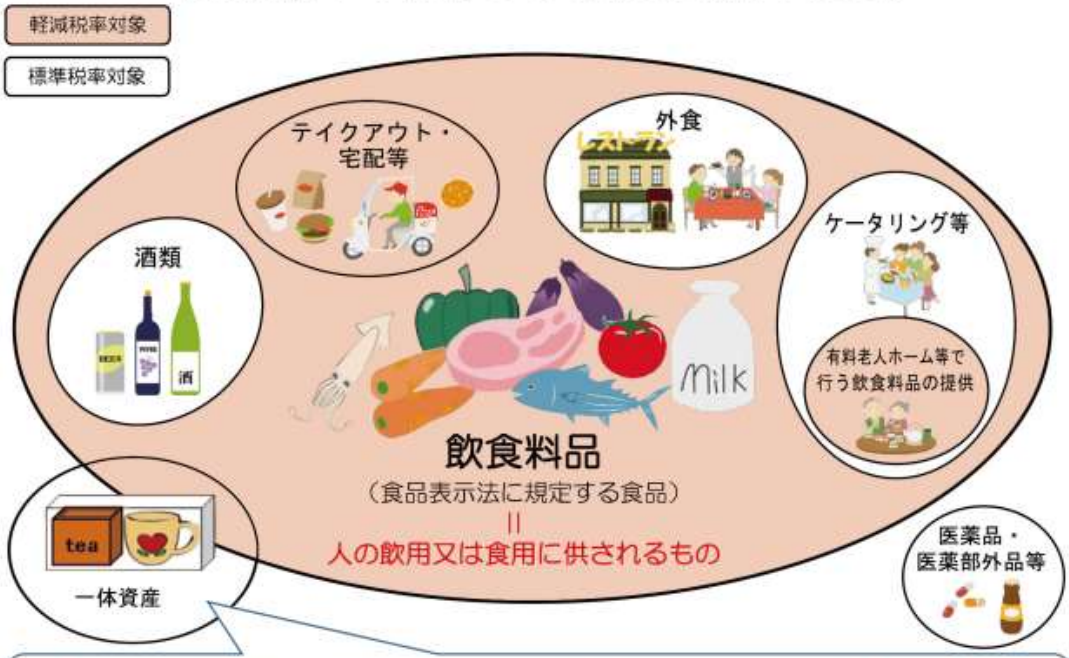


「一体資産」とは、例えば紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。
「一体資産」のうち、**税抜価額が１万円以下**であって、**食品の価額の占める割合が２／３以上**の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

［出典］　国税庁：令和４年７月
適格請求書等保存方式の概要　－インボイス制度の理解のために－

## （２）課税事業者と免税事業者とは…

■ その課税期間の（個人事業者は暦年、法人は事業年度）、基準期間の（原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）、課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は、消費税の申告及び納付を行う必要があります。
■ この方たちを課税事業者といいます。

■ 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、消費税の告及び納付を行う必要はありません。
■ この方たちを免税事業者といいます。

■ ただし、免税事業者でも、課税事業者となることを選択することもできます。

## （３）消費税額の計算方法は…

■ 課税売上げに係る消費税額から 課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除といいます）」計算します。

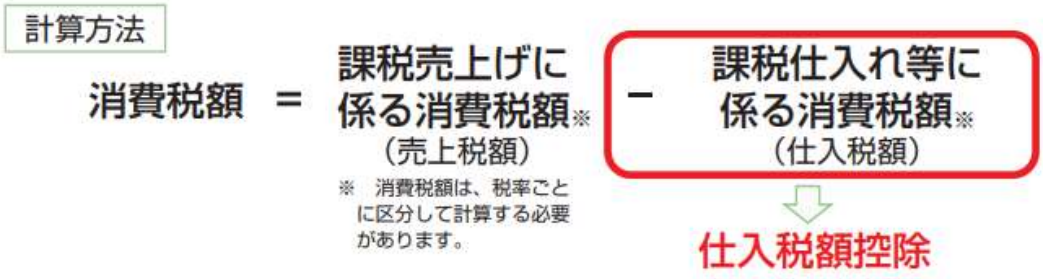


［出典］ 国税庁：令和４年７月
適格請求書等保存方式の概要 －インボイス制度の理解のために－

## （４）簡易課税制度とは…

■ 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に、適用することができます。
■ 簡易課税制度の選択は、任意です。

### ［　インボイス制度での経過措置　］

■ 免税事業者が令和５年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日までの日の属する課税期間に、適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書を、その課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。
■ 課税期間の末日が、土・日曜日・祝日に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間延長されませんので、適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります。

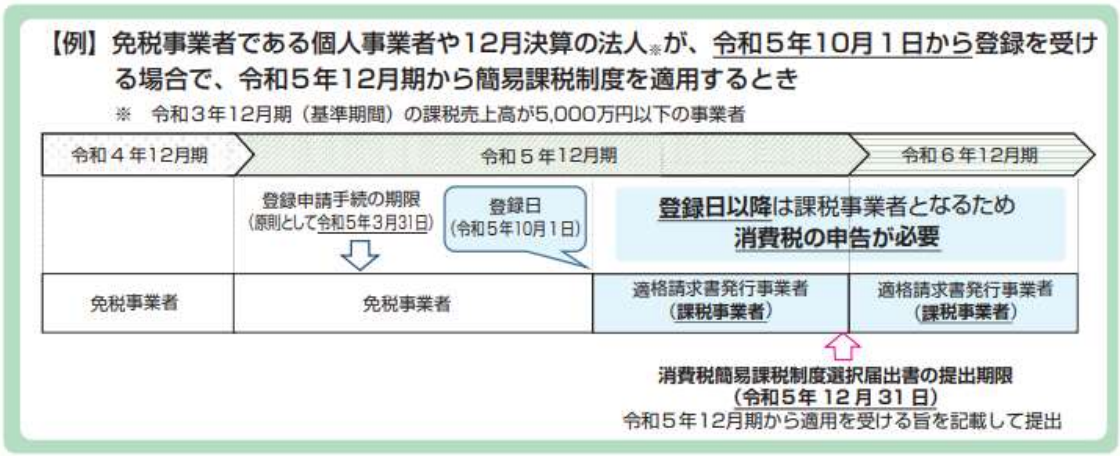


［出典］　国税庁：令和４年７月
適格請求書等保存方式の概要　－インボイス制度の理解のために－

## ［　簡易課税制度の計算方法　］

■ 簡易課税制度では、課税仕入れ等に係る消費税額は、「課税売上げ」に係る消費税額に、「みなし仕入率」を乗じて算出します。
■ つまり、「課税売上げ」に対する消費税額と、事業区分により決められた「みなし仕入率」が分かれば良いので、原則課税のように取引ごとに仕入れに対する消費税を確認する必要はありません。
■ 従って、簡易課税制度ではインボイスの保存が不要になり、事務負担の軽減を図ることができます。

**≪参考≫　簡易課税制度による消費税額の計算**

消費税額　＝　課税売上げに係る消費税額※（売上税額）　－　課税仕入れ等に係る消費税額※（仕入税額）

⇩

課税売上げに係る消費税額※　×　みなし仕入率

※　消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

| 事業区分 | 該当する事業 | みなし仕入率 |
|---|---|---|
| 第一種事業 | 卸売業 | ９０％ |
| 第二種事業 | 小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業） | ８０％ |
| 第三種事業 | 農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業 | ７０％ |
| 第四種事業 | 第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等） | ６０％ |
| 第五種事業 | 運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。） | ５０％ |
| 第六種事業 | 不動産業 | ４０％ |

［出典］　国税庁：令和４年７月
適格請求書等保存方式の概要　－インボイス制度の理解のために－

## ［　簡易課税制度の注意点　］

| | |
|---|---|
| **設備投資をした** | ■みなし仕入れ率で消費税額を計算するため、実額計算で行う原則課税に比べて、納税額が増えてしまう場合がある。<br>■具体的には、設備投資をした場合や修繕等の支払いが多い年は、簡易課税のままでいると、不利なケースも出てくる。 |
| **輸出がある** | ■簡易課税の場合は必ず納税となる為、実額計算では輸出免税で還付の可能性があっても、消費税の支払いが生じてしまう。<br>■従って、簡易課税の場合は、輸出の増大により、簡易課税が不利になるケースも出てくる。 |
| **２年継続適用** | ■簡易課税制度は、２年継続しなければならない。<br>■簡易課税制度をやめるには、２年継続の後、やめうようとする課税期間の初日の前日つまり、「前」事業年度までに、簡易課税制度選択「不」適用届出書を提出しておかなければならない。<br>■社会情勢や会社の状況は、年によって違うが、予期せぬ出来事が起きても、簡易課税制度を突然やめることができない。 |
| **２年前の売上が 5,000 万円超であった場合** | ■２年前の売上が 5,000 万円を超えていたら、その場合の申告年度だけは、簡易課税制度を利用できなくなる。<br>■２年前の売上が 5,000 万円を超えていたら、申告する年度では、原則課税で行わなければならない。<br>■２年前の売上が 5,000 万円以下となれば、また、簡易課税制度を適用する。 |
| **簡易課税を適用するための、届出書の提出期限** | ■簡易課税制度を始めようとする課税期間の初日の前日つまり、「前」事業年度までに、簡易課税制度「選択」届出書を提出しておかなければならない。<br>■ただし、事業を開始した時は、その事業年度中に提出すれば、その事業年度から簡易課税を適用できる。<br>■同様に、インボイス発行事業者となった場合も、その登録がされた事業年度中に提出すれば、その事業年度から簡易課税を適用できる。 |

# ３． 令和５年度税制改正

## （１） ２割特例（案）とは…

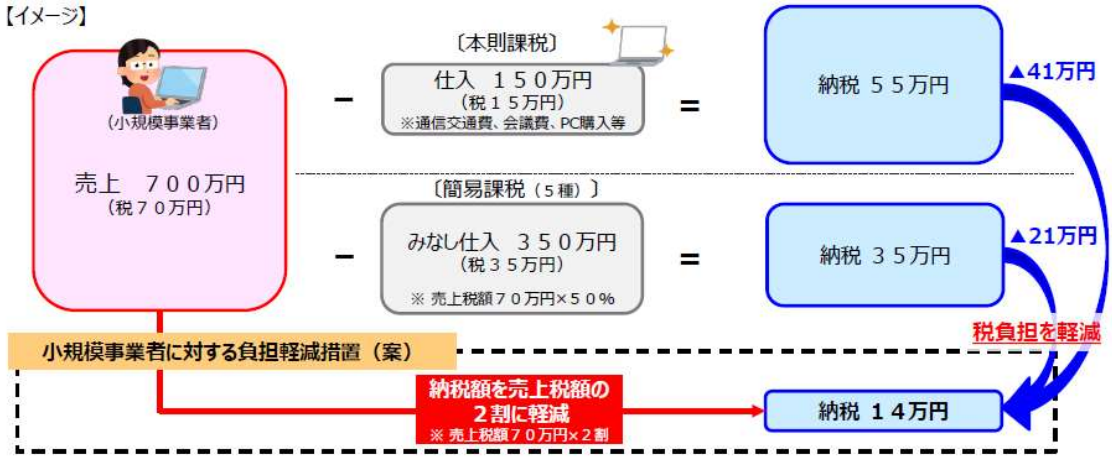


※　負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

［出典］　令和４年 12 月 16 日
インボイス制度の令和５年度改正事項を速報解説
与党大綱をベースに財務省担当官がポイントを等を説明

■ 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の２割に軽減する措置を、３年間講ずることとします。
■ 免税事業者がインボイス発行事業者となった方を対象で、もとから課税事業者の方は対象外です。
■ 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の方が対象で、基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える方は対象外です。
■ インボイス制度開始から令和８年９月 30 日の属する課税期間まで適用できます。
■ これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで、消費税の申告が可能となり、簡易課税と同様、事務負担が大幅に軽減されます。
■ 税額の計算方法は、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に８割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の２割とすることができることとします。
■ つまり、「みなし仕入率が 80%である場合の簡易課税制度」と同じ計算方法となります。

## （２）少額特例（案）とは…

■ 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が１億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から６年間、１万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とします。

■ なお、基準期間における課税売上高が１億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後６か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とします。

## （３）登録手続きの緩和（案）とは…

**［　令和５年10月１日から登録を受けるには　］**

■ 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて申請書に「困難な事情」の記載を求めることはせず、４月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととします。

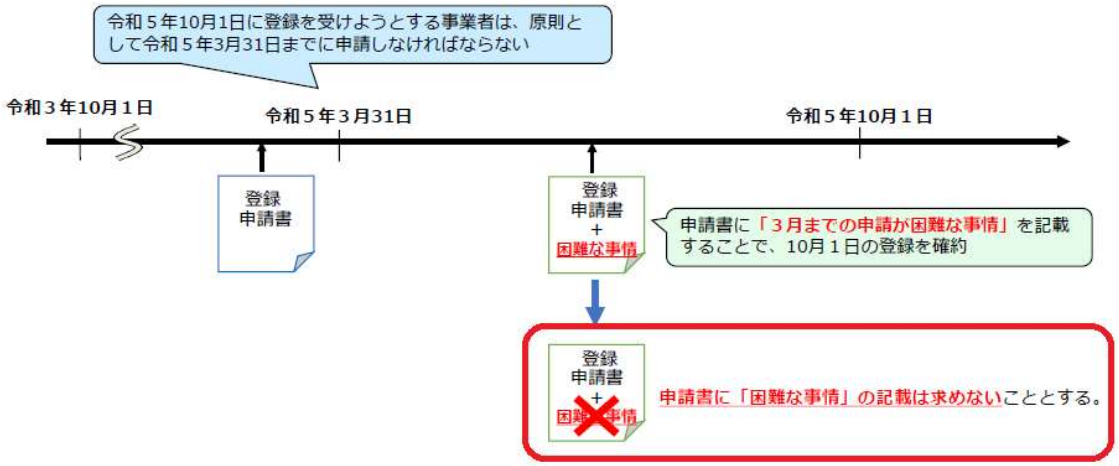


［出典］　令和４年12月16日
インボイス制度の令和５年度改正事項を速報解説
与党大綱をベースに財務省担当官がポイントを等を説明

［　課税期間の初日から登録を受ける場合　］

■ 事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、当該課税期間の初日から起算して 15 日前の日まで（現行１ヶ月前まで）に申請書を提出しなければならないこととします。
■ 登録を取消す場合の届出書の提出期限についても、同様の見直しを行います。

［　課税期間の途中から登録を受けようとする場合　］

■ 令和５年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日の属する課税期間に、登録希望日から登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日（提出日から 15 日以後の日）を記載するものとします。
■ また、実際に登録が完了した日が、課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなすこととします。

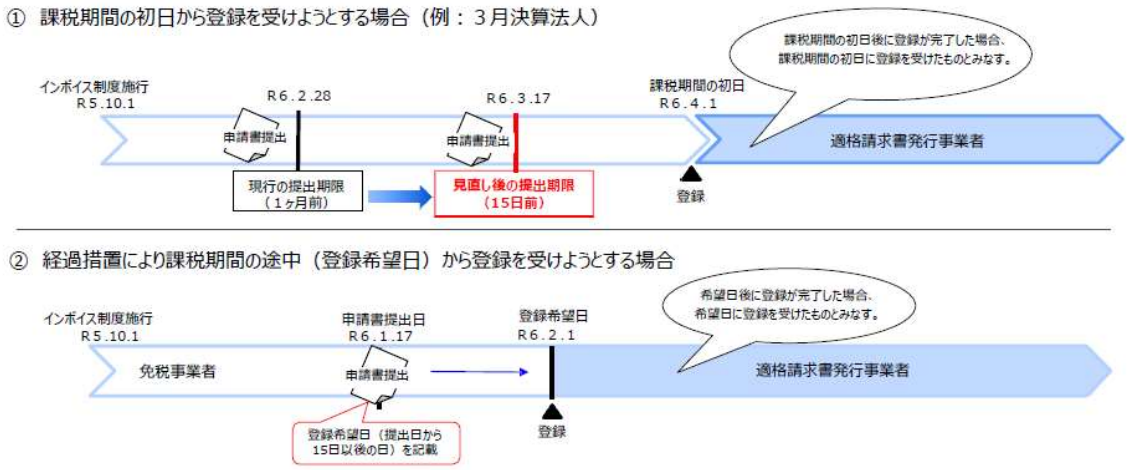


［出典］　令和４年 12 月 16 日
インボイス制度の令和５年度改正事項を速報解説
与党大綱をベースに財務省担当官がポイントを等を説明

# ４．まとめ

## （１）インボイス発行事業者になるかどうかの基本的な考え方

**＜ケース１＞　あなたが、もとから「課税事業者」ならば**

| | **課税事業者<br>原則課税** | **課税事業者<br>簡易課税** |
|---|---|---|
| **インボイス発行事業者になるのか** | ○<br>インボイス発行事業者<br>になる | ○<br>インボイス発行事業者<br>になる |
| **［売上面］<br>インボイスを発行するのか** | ［売上面］<br>○<br>インボイスを発行する<br>インボイスの控えの保存も必要 | ［売上面］<br>○<br>インボイスを発行する<br>インボイスの控えの保存も必要 |
| **［仕入面］<br>インボイスが必要かどうか** | ［仕入面］<br>○<br>インボイスの保存必要<br>※ただし６年間の経過措置により、免税事業者からインボイスが無くても、80%もしくは50%の仕入税額控除が可能 | ［仕入面］<br>×<br>インボイスの保存<br>不要 |

**＜ケース２＞　あなたが、免税事業者であるならば**

［あなたがインボイス発行事業になるかどうかの判断例］

| 相手 | あなた |
|---|---|
| 相手が課税事業者で原則課税なら | ○（△）<br>基本的にはインボイス発行事業者になる必要があるが、経過措置もある為、取引先との関係による |
| 相手が課税事業者でも簡易課税なら<br>相手が課税事業者でも非課税売上げのみであるなら | ×<br>基本的にはインボイス発行事業者になる必要がない |
| 相手が免税事業者なら | ×<br>基本的にはインボイス発行事業者になる必要がない |
| 相手が一般消費者なら | ×<br>基本的にはインボイス発行事業者になる必要がない |

［　あなたが、課税事業業者になるのか、免税事業者のままでいるのかの違い　］

| あなたが<br>課税事業者で<br>原則課税となると | あなたが<br>課税事業者で<br>簡易課税となると | あなたが<br>免税事業者のままなら |
|---|---|---|
| ○<br>インボイス発行事業者になる | ○<br>インボイス発行事業者になる | ×<br>インボイス発行事業者にならない |
| ［売上面］<br>○<br>インボイスを発行する<br>インボイスの控えの保存も必要 | ［売上面］<br>○<br>インボイスを発行する<br>インボイスの控えの保存も必要 | ［売上面］<br>×<br>インボイスを発行できない |
| ［仕入面］<br>○<br>インボイスの保存必要<br>※ただし６年間の経過措置により、免税事業者からインボイスが無くても、80%もしくは50%の仕入税額控除が可能 | ［仕入面］<br>×<br>インボイスの保存<br>不要 | ［仕入面］<br>×<br>インボイスの保存<br>不要 |

## （２）簡易課税制度と２割特例の比較

| | 簡易課税 | ２割特例 |
|---|---|---|
| 事前の届出 | ○ 必要 | × 不要<br>**「免税」事業者から**<br>**インボイス発行事業者**となった方が対象<br>（もとから課税事業者の方は、２割特例が使えない） |
| ２年前の売上 | 5,000 万円以下 | **1,000 万円以下** |
| ２年間の継続適用 | ○ あり<br>ただし、申告時に２割特例を選ぶことも可能 | × なし<br>**令和５年 10 月１日**から**令和８年９月 30 日**までの **３年間** |
| 仕入れに係るインボイスの保存や管理 | × 不要 | × 不要 |
| 納税額 | 各取引ごとのみなし仕入率による | 売上税額の２割で計算<br>みなし仕入率が 80%の簡易課税の第二種事業(P. 11 参照)と同じ計算になる予定 |
| 第一種～六種事業の業種区分の把握 | ○ 必要 | × 不要 |
| [事業区分での違い]<br>第一種事業 | 第一種事業のみなら簡易課税の方が有利 | |
| 第二種事業 | 第二種事業のみなら簡易課税でも２割特例でも同じ | |
| 第三～六種事業 | | 第三・四・五・六種事業では２割特例の方が有利 |

## （３）簡易課税制度と２割特例、原則課税と２割特例

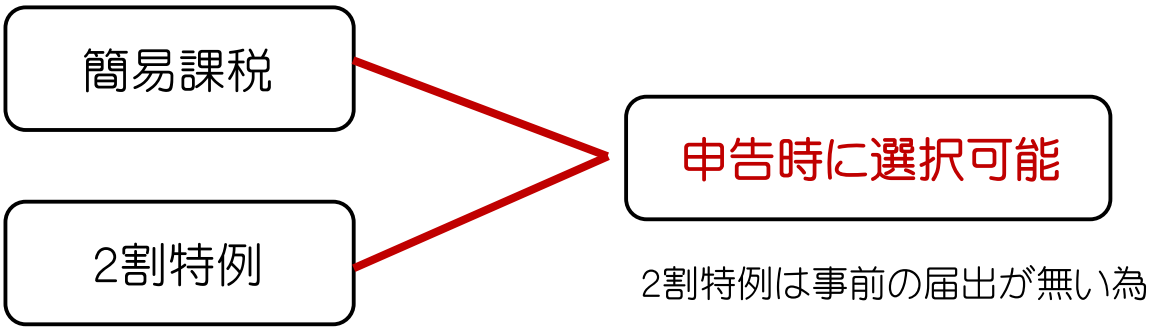


※簡易課税を適用する場合には、簡易課税選択届出書の提出が事前に必要です。
※２割特例は、２年前の課税売上高が 1,000 万円を超えると適用できませんが、
事前に簡易課税選択届出書を出しておけば、簡易課税で申告できます。

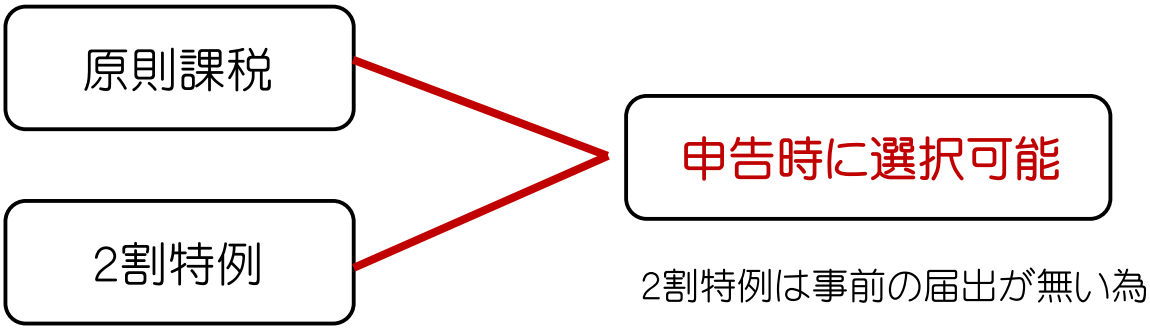


※２割特例は、２年前の課税売上高が 1,000 万円を超えると適用できません。
従って、事前に簡易課税選択届出書を出していない場合には、簡易課税で申告ができませんので、原則課税で申告になります。

■ 簡易課税を選択しようと思っている方は、簡易課税選択届出書を出していたとしても、２割特例も使えます。２割特例が使えず、原則課税になってしまわないように、**簡易課税選択届出書は出しておきましょう。**

## ５．Ｑ＆Ａ

**Ｑ１**　わたしは現在、免税事業者ですが、インボイス制度実施後も免税事業者であり続けると、取引に影響が出るものなのですか？

**Ａ１**

- ■ 売上先が、課税事業者でも簡易課税の場合、免税事業者や一般の消費者である場合は、インボイスが無くても影響が無いため、取引にも影響がないと考えられます。
- ■ 売上先が、医療や介護、住宅の貸付けなど、消費税が非課税となるサービス等を提供している場合にも、同様に、影響がないと思われます。
- ■ 売上先が消費税の課税事業者で、原則課税の場合には、仕入税額控除するには、あなたからのインボイスが必要です。しかし、インボイス制度実施後、６年間は経過措置（P.6 参照）もあるので、免税事業者に対する取引の影響にも配慮されています。

**Ｑ２**　複数の事業を展開している場合、インボイス発行事業者の登録は、各事業ごとに行うのでしょうか？消費税の把握も必要ですか？

**Ａ２**

- ■ インボイス発行事業者の登録は、各事業ごとではなく事業主単位つまり、法人単位あるいは個人単位で行います。
- ■ 消費税は、各取引ごとに標準税率 10%と軽減税率８%、もしくは消費税が不課税（対象外）か等の把握が必要になってきます。
- ■ 例えば、個人事業主の場合で、事業用の物品を販売した場合には、事業収益として消費税の対象となりますが、事業とは関係のない個人の不用品をヤフオクなどで個人に売った場合には、個人間取引となり、事業収益とはならず消費税の対象外となります。
- ■ 簡易課税制度の場合は、仕入れは関係ありませんが、「売上げ」に対して、各取引ごとに第一種から第六種事業（P.11 参照）の把握も必要になります。

**Ｑ ３**　インボイス発行事業者とならない場合には、相手の消費税負担分をこちらの売上げから値下げするよう、価格交渉されるケースもあると聞きます。

では反対に、インボイス発行事業者となった場合に、こちらが新たに発生するであろう消費税の負担分を、売上先に、値上げとして価格交渉しても良いですか？

**Ａ３**

■ 価格の交渉をすること自体に、問題はありません。

■ しかし、免税事業者等の小規模事業者は、取引条件について、情報面や交渉力の点で格差があります。

■ 一方的に、不当な価格交渉となる場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上の問題となる場合もあります。

■ 具体的な売上げ価格の値上げ分の提示額ですが、２割特例を使えば、消費税の税率が 10%だからといって、売上げ価格の 10%も上げなくて済みます。

**Ｑ ４**　簡易課税制度の届出を出すと、２割特例は受けられないのでしょうか？

**Ａ４**

■ 簡易課税制度の届出を出していたとしても、２割特例は受けられます。

■ 簡易課税で申告するのか、２割特例で申告するのかは、申告時に決定すれば大丈夫です。

■ ２割特例で申告したとしても、２割特例を選択するための事前の届出も、必要ありません。

**Ｑ ５**　２割特例は、限られた業種しか受けられないのでしょうか？

**A5**

■ ２割特例は、簡易課税のどの業種でも適用可能です。
■ ２割特例の方が有利になるケースと、有利にならないケースがあります。
■ みなし仕入れ率が 90%の第１種事業（Ｐ.11 参照）のみの場合には、簡易課税の方が有利です。
■ また原則課税の場合でも、計算の結果、２割特例の方が不利になるケースも考えれます。
■ 申告時によく検討してください。
■ ２割特例は、２年前の売上げが 1,000 万円を超えている場合には受けられませんので、この点も注意が必要です。

**Ｑ ６**　令和５年 10 月１日開始でインボイスを発行する場合、インボイス発行事業者の登録の申請期限が令和５年３月 31 日より後でも、できるようになったそうですが、結局いつまでに登録すれば良いのですか？

**A6**

■ 現状の改正はまだ案の段階ですが、令和５年９月 30 日までに登録申請すれば良いと考えられます。
■ もし、９月の下旬に登録申請した場合には、10 月で実際にインボイスを発行するときに、国税庁で登録手続きが間に合わず、登録番号が手元に届いていないケースもあり得ます。
■ 登録番号が手元に届いていない場合には、売上先に、10 月１日開始で登録申請自体は済んでいる旨と、今後登録番号が正式に届いたら、改めて登録番号をお知らせする等のお伝えをしておく必要があるでしょう。